

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

規 則

○知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課)	35
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	35
○北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則..... (環境政策課)	35
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	36
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)	36

告 示

○土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定..... (環境保全課)	36
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	36
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	36
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	36
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (2件) (治山課)	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	38
○水防警報河川の指定..... (河川課)	38
○土砂災害警戒区域の指定..... (砂防災害課)	38
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	39

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定..... (河川課)	43
-----------------------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	44
-----------------	----

規 則

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第9号

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書中「北海道開拓記念館」を「北海道立開拓記念館」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2 北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第39号）の項の前に次のように加える。

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）	第41条の6（法人が行う届出に限る。）
----------------------------	---------------------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」の次に「・第27条」を加える。

第26条を第27条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（市町村の条例との関係）

第26条 条例第43条の規則で定める市町村の区域は札幌市の区域とし、同条の規則で定める条例の規定は条例第13条から第15条まで並びに第25条第1項第1号及び第2号の規定並びに同条第2項から第4項まで、第26条及び第27条の規定（第25条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をしようとする者が提出する建築物環境配慮計画に係る部分に限る。）とする。

2 前項の規定（条例第13条から第15条までに係る部分に限る。）は、特定事業者のうち、第4条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって札幌市の区域以外の区域に工場等を有し、当該工場等において事業の全部又は一部を営むもの及び同条第3号に該当する者であって道路運送車両法第4条の規定により登録している自動車の全部又は一部の使用の本拠の位置が札幌市の区域以外の区域であるものには、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第26条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第25条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をする者について適用し、同日前にこれらの行為をした者については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「 遊星型ボールミルシステム 」 2,700円

「 90円 」 を 「 遊星型ボールミルシステム
ハンマー式粉碎分級システム 」
2,700円 「 90円
5,300円 560円 」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1 札幌高等技術専門学院の項中

エクステリア技術科	1 年	エクステリア技術科
販売システム科	2 年	—

1 年	30人
—	20人

エクステリア技術科	1 年	エクステリア技術科	1 年
-----------	-----	-----------	-----

30人

に改め、同表網走高等技術専門学院の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第189号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指 定 区 域 千歳市泉沢1007番47の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（多

和第2地区草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路支庁に備え置いて、平成22年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、由仁町及び栗山町下岩内北地区の換地処分をした。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第192号

道営土地改良（女満別豊住地区経営体育成基盤整備（農業用排水施設、客土、暗きょ排水））事業の工事を平成20年12月10日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 室蘭市茶津町9の9（次の図に示す部分に限る。）、16の4、16の5
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 根室市納沙布92の36（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町若松312・313・381（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町若松590・596（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町泉川79の7・79の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、104の74、104の75
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第196号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町生田316の48
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町・松前郡福島町（以上2町について次の所在場所 図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第198号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

水 系 名	河川名	水	防	警	報	区
	左			岸	右	岸

佐呂間別川	支川 芭露川	紋別郡湧別町芭露1506番1地先から同郡 湧別町芭露234番4地先まで	紋別郡湧別町芭露1485番3地先から同郡 湧別町芭露2303番2地先まで
-------	-----------	--	---

北海道告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下港南沢川左沢川（Ⅰ－33－0790）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市緑町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下港南沢川右1の沢川（Ⅰ－33－0800）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市緑町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中島本町2の沢川（Ⅰ－33－0480）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市中島本町1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中島本町の左沢川（Ⅰ－33－0490）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市中島本町1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中島本町の沢川（Ⅰ－33－0500）
(2) 土砂災害警戒区域の表示

- 室蘭市中島本町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
輪川（Ⅰ－33－0450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市高平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目2（Ⅰ－3－246－1886）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目3（Ⅱ－3－127－1300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目5（Ⅰ－3－248－1888）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目6（Ⅰ－3－250－1890）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目7（Ⅰ－3－251－1891）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目、知利別町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭緑町5（Ⅰ－3－100－1740）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市緑町、小橋内町1丁目、築地町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭緑町2（Ⅰ－3－101－1741）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭緑町4（I-3-102-1742） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町2丁目1（I-3-131-1771） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町2丁目（I-3-132-1772） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町2丁目2（I-3-133-1773） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町2丁目、山手町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町2丁目3（I-3-134-1774） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭舟見町2-1（I-3-127-1767） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市舟見町2丁目、栄町2丁目、山手町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭中島本町1丁目（I-3-252-1892） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市中島本町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭中島本町1-1（I-3-253-1893） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市中島本町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭知利別町1丁目（I-3-232-1872） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

室蘭市知利別町 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭知利別町 3 丁目 1 （Ⅰ－3－234－1874） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市知利別町 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭知利別町 3 丁目 3 （Ⅰ－3－235－1875） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市知利別町 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭知利別町 3 丁目 4 （Ⅱ－3－123－1296） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市知利別町 3 丁目、知利別町 4 丁目、天神町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町 2 丁目 2 （Ⅰ－3－181－1821） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町 2 丁目 3 （Ⅰ－3－183－1823） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町 2 丁目 4 （Ⅰ－3－184－1824） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町 2 丁目 6 （Ⅰ－3－186－1826） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭高平町 3 （Ⅰ－3－256－1896） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭高平町 4 （Ⅰ－3－257－1897） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 下港南沢川右沢川（Ⅰ－33－0810） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市緑町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高取町沢川（Ⅱ－33－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳支笏湖温泉（Ⅰ－0－271－271） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市支笏湖温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳北信濃1（Ⅰ－0－275－275） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市北信濃（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳真町1（Ⅰ－0－281－281） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市真町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳泉郷1（Ⅰ－0－280－280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市泉郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳泉郷2（Ⅲ－0－161－161） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市泉郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歌志内文殊20（Ⅰ－0－375－375） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市文珠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ16－1（Ⅲ－0－226－226－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ16－2（Ⅲ－0－226－226－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17－1（Ⅰ－0－227－227－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17－2（Ⅱ－0－227－227－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17－3（Ⅰ－0－227－227－3） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17－4（Ⅰ－0－227－227－4） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17－5（Ⅱ－0－227－227－5） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 獅子内3（Ⅲ－0－174－174） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）
	公 表 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川佐呂間別川水系芭露川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部治水課及び遠軽出張所に備え置いて閲覧に供する。 平成22年3月16日 北海道知事 高 橋 はるみ

道 収 用 委 員 会 告 示						1 事 件 名 平成21年（収）第 8 号帯広圏都市計画道路事業（3・4・207号札内南大通）収用事件					
北海道収用委員会告示第 2 号						2 起業者の名称 北海道					
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。						3 事業の種類 帯広圏都市計画道路事業 3・4・207号札内南大通					
平成22年 3 月16日						4 裁決手続開始を決定する土地					
裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在	地 番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日 受付番号	種 類
中川郡幕別町札 内中央町	529番 38	宅地	148.56	148.54	34.91	共有持分 2 分の 1 棚 田 勤	河西郡芽室町西士狩北 3 線 29番地	久 保 正 壽	中川郡幕別町札内 中央町529番地の 41		使用借権
						共有持分 2 分の 1 棚 田 つな子	河西郡芽室町西士狩北 3 線 29番地	帯広信用金庫	帯広市西三条南七 丁目 2 番地	平成13年 6 月22日 第10559号	根抵当権
	529番 60	宅地	148.56	148.55	34.91	共有持分 2 分の 1 久 保 正 壽	中川郡幕別町札内中央町 529番地の41	久 保 正 壽	中川郡幕別町札内 中央町529番地の 41		使用借権
						共有持分 2 分の 1 久 保 良 子	中川郡幕別町札内中央町 529番地の41	帯広信用金庫	帯広市西三条南七 丁目 2 番地	平成13年 6 月22日 第10559号	根抵当権
	529番 41	宅地	148.56	148.55	34.91	久 保 正 壽 (ただし、登記 記録上の所有者 は久保正寿)	中川郡幕別町札内中央町 529番地の41	なし	なし	なし	なし
	529番 52	宅地	148.56	148.54	34.91	久 保 智	帯広市東 8 条南21丁目 8 番 地 8 平原ハイツ 6 号室 (ただし、登記記録上は、 中川郡幕別町字札内463番 地)	久 保 正 壽	中川郡幕別町札内 中央町529番地の 41		使用借権
5 裁決手続開始決定の日											
平成22年 3 月 5 日											